

# 沖縄県立読谷高等学校 部活動に係る活動方針

## 部活動基本方針

本方針は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、沖縄県教育委員会の「運動部活動等の在り方に関する方針」等に則り、生徒の部活動に関する望ましい環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな運動・文化活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

## 1 適切な部活動運営のために

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、本活動方針により各部活動の活動時間や休養日の設定等が、適切の実施されているのかを定期的に把握し、指導・是正を行う。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 校長、指導者（部顧問・外部コーチ・部活動指導員）は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ①練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
  - ②生徒の安全が確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対処する。
  - ③夏季の活動においては、熱中症等に注意する。
  - ④指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
  - ⑤部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行うようにする。
- (2) 部顧問は、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であり、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
  - ①競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- ②保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、心身ともにバランスのとれた生活を送ることができるよう設定する。

#### (1) 休養日について

原則として週あたり2日以上休養日を設ける。

※部活動によって大会等が断続的に開催される時期が異なるため、生徒の活動に不利益が生じないよう部活動ごとに生徒・保護者・指導者間でニーズや実状を踏まえて調整し、年間を通して週あたり2日以上休養日となるよう努力する。

#### (2) 活動時間（準備・片付け等を含む）

平日：3時間程度

休業日：4時間程度（学期中の週末を含む）

とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### (3) その他

定期考査前の1週間、及び考査期間中は原則として活動は行わない。

※特別な理由（定期考査1週間から考査後2週間以内に公式戦、発表等）がある場合の活動時間は2時間以内とする。但し、高校総体・新人大会においては考査2週間後であっても2時間以内の活動を認める。

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 学校は、学校の状況に鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度でおこなえる等、生徒の多様なニーズに応じた活動をおこなう部活動を設置するよう努める。

※部活動の設置については、十分な審議を経て判断する。

- (2) 生徒のスポーツ・文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

- (3) 学校は、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- (4) 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

### 7 その他

- (1) 部活動の運営、活動方針等全般については部顧問会及び職員会議にて適宜検討を行う。

令和6年2月5日改訂